

# 社会福祉法人あすか福祉会

## 一般事業主行動計画①

### 次世代育成支援対策推進法

職種に限らず、職員全員が家庭と仕事を両立させることができる、働きやすい環境を整えることにより、各々の持つ能力が最大限発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

#### 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

#### 目標と取組内容・実施時期

目標1：事業所内に職員も利用可能な保育所を設置する

##### 取組内容

- ・令和5年3月～ 新規に開設する事業所にて運営開始

目標2：育児休業や産前産後休業等の諸制度の周知を行う

##### 取組内容

- ・令和4年4月～ 担当者の選定、周知状況の確認
- ・令和4年7月～ 周知が不足している拠点へ再度周知を行う
- ・令和4年8月～ 希望者への面談の実施

# 社会福祉法人あすか福社会

## 一般事業主行動計画②

### 女性活躍推進法

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、次のとおり行動計画を策定する。

#### 計画期間

令和4年4月1日～令和6年3月31日

#### 目標と取組内容・実施時期

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を8割まで引き上げる

##### 取組内容

- ・令和4年4月～ 前回の目標の反省と次回に向けた意見交換の実施
- ・令和4年9月～ 管理職養成研修の内容および昇進や昇格の評価基準の見直し
- ・令和5年2月～ 管理職候補の職員を対象に、上記研修を定期的に継続して実施

目標2：職員の月平均残業時間を6時間以内に抑える

##### 取組内容

- ・令和4年4月～ 職員へのヒアリングを実施
- ・令和4年7月～ ヒアリングした情報の集計および分析
- ・令和5年1月～ 対応策の実施および効果の測定

#### 女性の活躍に関する情報公表（令和3年度）

項目① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

管理職に占める女性労働者の割合…57%

項目② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

労働者の1人当たりの月平均残業時間…7.7時間